

# 楽天ガス

## ガス需給取次約款

「楽天ガス Supplied by 東邦ガス プラン S」

2024 年 1 月 4 日制定  
楽天エナジー株式会社

## 目 次

I	約款の適用	1
	1. 適用	1
	2. 本約款の変更	1
	3. 用語の定義	2
	4. 日数の取り扱い	4
II	使用の申し込みおよび契約	5
	5. 使用の申し込み	5
	6. 契約の成立および変更	5
	7. ガスの需給開始日および契約期間	5
	8. 承諾の限界	6
	9. 名義の変更	7
	10. ガス需給契約の解約および解除	7
	11. 契約消滅後の関係	8
III	検 査	9
	12. 供給施設等の検査	9
IV	検針および使用量の算定	10
	13. 検 針	10
	14. 計量の単位	10
	15. 使用量の算定	10
	16. 使用量のお知らせ	12
V	料 金 等	13
	17. ガス料金の適用開始日	13
	18. ガス料金の支払義務発生日および支払期日等	13
	19. ガス料金の算定および申し受け	13
	20. ガス料金の単位料金の調整	14
	21. ガス料金の精算等	16
	22. ガス料金等および延滞利息の支払方法	16
	23. ガス料金等支払遅延の際等の措置	17
VI	供 給	18
	24. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性	18
	25. 供給または使用の制限等	18
	26. 供給停止	19
	27. 供給停止の解除	19
	28. 供給制限等の賠償	20
VII	保 安	21

29.	供給施設の保安責任	21
30.	周知および調査義務	21
31.	保安に対するお客さまの協力	21
32.	お客さまの責任	22
<b>VIII</b>	<b>そ の 他</b>	<b>23</b>
33.	需要場所への立ち入り	23
34.	お客さま情報の共同利用	23
35.	反社会的勢力の排除に関する条項	23
	付 則 25	
	別 表 26	

# I 約款の適用

## 1. 適用

- (1) このガス需給取次約款（以下「本約款」といいます。）は、楽天エナジー株式会社（以下「当社」といいます。）が、ガス小売事業者としての東邦瓦斯株式会社（以下「東邦ガス」といいます。）が行うガス供給の取次事業者として、お客さまとガス需給契約（以下「ガス需給契約」といいます。）の締結を行うにあたり、適用されるガスの供給条件を定めたものです。
- (2) 本約款は、東邦ガスが定める託送供給約款の別表第 12（供給区域等）に定められる供給区域の需要場所に係るガスの供給に関し適用いたします。
- (3) 本約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの本約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまには必要に応じて、東邦ガスを交えて別途協議をしていただくことがあります。

## 2. 本約款の変更

- (1) 当社は、次の各号にかかげる場合には、それぞれ当該各号に定めるとおり、本約款を変更することがあります。これらの場合には、当社は、当社の指定ウェブサイトに掲載する方法、電子メール送付による方法その他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により、あらかじめ効力発生日を定めて、お客さまへその変更内容を説明しお知らせいたします。お知らせ後、効力発生日が到来した場合には、本契約の期間中であっても本約款に定める料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。なお、本約款の変更内容が料金の変更であって、お客さまが新たな料金を承諾しない場合には、効力発生日の 15 日前までに、当社所定の様式により当社ウェブサイトよりガス需給契約の解約を当社に通知することで、ガス需給契約を解約することができます。

- ① 法令の改正により消費税および地方消費税の税率が改定された場合、改正法令の新たな税率に基づいて本約款に定める料金を改めるものといたします

- ② 東邦ガスが定める託送供給約款が改定された場合、法令、条例、規則等（以下「法令等」といいます。）の改正により本約款変更の必要が生じた場合（前号の場合を除きます。）、その他当社が必要と判断した場合、本約款に定める料金その他供給条件を必要な範囲で変更するものといたします。

- (2) 本約款の変更にともない (3) に定める場合を除き、供給条件の説明および契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまには次の事項をあらかじめ承諾していただきます。供給条件の説明および

- ① 契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載すること

- ② 契約変更後の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載すること

- (3) 本約款の変更が、法令等の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更や本約款の実質的な変更をとまなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面で交付することなく説明することとし、契約変更後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

### 3. 用語の定義

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

#### — 熱量 —

- (1) 「熱量」… 摂氏0度および圧力 101.325 キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス 1 立方メートルの総熱量をいいます。

お客さまに供給するガスは、ガス事業法およびこれにもとづく命令（以下「ガス事業法令」といいます。）で定められた方法によってその熱量を測定します。

- (2) 「標準熱量」… (1)の方法により測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。  
(3) 「最低熱量」… お客さまに供給するガスの熱量の最低値をいいます。

#### — 圧力 —

- (4) 「圧力」… ガス栓の出口におけるガスの静圧力（全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。消費機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。

- (5) 「最高圧力」… お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。  
(6) 「最低圧力」… お客さまに供給するガスの圧力の最低値をいいます。

#### — ガス工作物 —

- (7) 「ガス工作物」… ガスの製造および供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます（(9)から(18)までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。）。

#### — 供給施設 —

- (8) 「供給施設」… ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーターおよびガス栓ならびにそれらの附属施設をいいます。

#### — 導管 —

- (9) 「本支管」… 原則として公道（道路法その他の関係法令に定めのある国または地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブおよび水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。

なお、次の各号のすべてを満たす私道に埋設する導管については、将来東邦ガスが当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取り扱います。

- ① 不特定多数の人および原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること

- ② 建築基準法第 42 条に定める基準相当を満たすものであること
- ③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと
- ④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること
- ⑤ その他、東邦ガスが本支管、供給管を管理するうえで著しい障害がないと判断できること

(10) 「供給管」… 本支管から分岐して、お客さまが所有または占有する土地と道路との境界線に至るまでの導管をいいます。

(11) 「内管」… (10)の境界線からガス栓までの導管およびその付属施設をいいます。

(12) 「ガス遮断装置」… 危急の場合にガスを速やかに遮断することができる装置をいいます。

#### — 導管以外の供給施設 —

(13) 「整圧器」… ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。

(14) 「昇圧供給装置」… ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいいます。）を備えないものをいいます。

(15) 「ガスメーター」… 料金算定の基礎となるガス使用量を計量する機能をもち、そのために用いられる計量器をいいます。

(16) 「マイコンメーター」… マイクロコンピュータを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時など、あらかじめ東邦ガスが設定した条件に一致したときは、ガスを遮断するなどの保安機能を有するものをいいます。

(17) 「メーターガス栓」… ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作するガス栓をいいます。

(18) 「ガス栓」… ガス工作物の末端に設置され、消費機器への供給の開始または停止に用いる栓をいいます。

#### — 消費機器 —

(19) 「消費機器」… ガスを消費する場合に用いられる機械または器具をいい、消費機器本体のほか給排水設備などの付属装置を含みます。

#### — その他の定義 —

(20) 「ガス工事」… 供給施設の設置または変更の工事をいいます。

(21) 「検針」… 東邦ガスがガスの使用量（以下「使用量」といいます。）を算定するために、ガスメーターの指示値を目視または通信設備等により読み取することをいいます。なお、あらかじめ定めた日に毎月 1 度検針することを「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。

(22) 「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(23) 「消費税率」… 消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。

(24) 「単位料金」… 20 に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

- (25) 「ガス小売事業者」… ガス事業法第2条第3項に定めるガス小売事業者をいいます。
- (26) 「一般ガス導管事業者」… ガス事業法第2条第6項に規定される事業者をいいます。本約款では東邦ガスをいいます。
- (27) 「託送供給約款」… 一般ガス導管事業者がガス事業法第48条に従い定める託送供給約款をいい（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）、本約款においては東邦ガスの託送供給約款をいいます。
- (28) 「スイッチング」… 同一の需要場所かつ同一のお客さまについて、検針日とその検針日の翌日を境にガス小売事業者が変更されることをいいます。

#### 4. 日数の取り扱い

本約款において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。

## Ⅱ 使用の申し込みおよび契約

### 5. 使用の申し込み

- (1) お客様が本約款にもとづくガスの使用希望される場合は、あらかじめ本約款の内容、次の条件および東邦ガスが定める託送供給約款におけるお客様に関する事項を承諾のうえ、当社所定の様式により当社ウェブサイトより申し込みをしていただきます。なお、お客様は本約款の内容および東邦ガスが定める託送供給約款におけるお客様に関する事項については、当社ウェブサイトにて掲載している本約款および東邦ガスが定める託送供給約款において確認していただけます。
  - ① お客様が、本約款にもとづくガス需給契約を2年間継続していただけること
  - ② お客様が、当社と楽天でんき需給契約を締結されているまたは本約款にもとづくガス需給契約と同時に楽天でんき需給契約を締結していただけること
- (2) お客様は、本約款にもとづく東邦ガスによるガスの供給のため必要なお客様情報を当社および東邦ガスが共同利用することを承諾していただきます。
- (3) お客様は、ガス栓の増減、内管またはガスメーターの位置替え等供給施設の変更をしようとする場合には、東邦ガスが定める工事約款を承諾のうえ、東邦ガスにガス工事の申し込みをしていただきます。
- (4) 当社が必要と認めるときは、お客様の氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、当社所定の様式により当社ウェブサイトより申し込んでいただくほか、お客様の氏名、住所を証明するものを提示していただくことがあります。

### 6. 契約の成立および変更

- (1) ガス需給契約は、当社が5(1)のガス使用の申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。契約内容を変更する場合も、同様といたします。なお、当社はガス需給契約の内容を契約成立後にお客様にお知らせいたします。
- (2) ガス需給契約に係るガス事業法第14条第1項に定めるお客様への供給条件の説明、同法第14条第2項に定める契約締結前に交付する書面に記載すべき事項および同法第15条第1項に定める契約締結後に交付する書面に記載すべき事項については、当社が適切と判断した方法によりお知らせすることをお客様にはあらかじめ承諾していただきます。

### 7. ガスの需給開始日および契約期間

- (1) ガス需給契約の契約期間は、原則として契約成立日以降、かつ各種手続き完了後の翌々定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みません。）の翌日（以下「需給開始日」といいます。）から、需給開始日以降2年目の応当日までといたします。
- (2) 契約期間満了日以前にお客様または当社から別段の意思表示がない場合、当該ガス需給契約は、契



約期間満了後も2年ごとに同一条件で更新されるものいたします。

(3) (2)にもとづきガス需給契約を更新される場合において、当社は供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下とおりに行うこととし、お客さまにはあらかじめ承諾していただきます。

(1) 供給条件の説明は、更新後の契約期間のみを当社が適切と判断した方法により説明いたします。

また、契約締結前の書面交付は行いません。

(2) 契約締結後の書面交付は、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約更新年月日、当該更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載いたします。

## 8. 承諾の限界

(1) 当社は、5(1)のガス使用の申し込みがあった場合には、次の(2)から(6)のいずれかの規定に該当する場合を除き、原則として承諾いたします。

(2) 当社は、次にかかげる当社または東邦ガスの責めによらない事由等によりガスの供給が不可能もしくは著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。

① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路または河川等が、法令等によってガス工作物に関する当該工事を制限または禁止されている場合

② 災害および感染症の流行等によりガスの製造能力または供給能力が減退した場合

③ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合

④ 申し込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難でありまたは保安の維持が困難と認められる場合

⑤ その他、物理的、人為的または能力的原因により、当社または東邦ガスの正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合

(3) 当社は、25(1)の供給または使用の制限事由や26の供給停止事由に該当する場合や、申込者（申込者の同居者と当社が認める方、その他当社との関係において本約款にもとづくガス需給契約により申込者ととも利益を受けていると当社が認める方または申込者と主要構成員の全部もしくは一部を同じくする団体を含みます。）が当社との他の契約（すでに終了しているものを含みます。）の料金（20(1)で定めるガス料金等および楽天でんき料金をいいます。）についてそれぞれの契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合等は、申し込みを承諾できないことがあります。

(4) 当社は、お客さまのお申し込み内容の不備や当社の設定する与信基準その他当社所定の基準により、申し込みを承諾できないことがあります。

(5) 当社は、お客さまが東邦ガスとガス需給契約を締結中であり、1需要場所に2個以上のガスメーターが設置されている場合等においては、申し込みを承諾できないことがあります。

(6) その他、当社もしくは東邦ガスが不適切と判断した場合には、申し込みを承諾できないことがあります。

(7) 当社は、(2)から(7)によりガス需給契約の申し込みを承諾できない場合、申込者にお知らせいたします。

## 9. 名義の変更

- (1) ガスを新たに使用しようとする方が、前に使用されていたお客さまのガス使用契約に関する全ての権利および義務（前に使用されていたお客さまの料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合は、当社所定の様式により当社ウェブサイトより名義を変更していただきます。
- (2) (1)の場合においても、前に使用されていたお客さまとのガス需給契約が消滅している場合には、5(1)の規定によって申し込んでいただきます。

## 10. ガス需給契約の解約および解除

- (1) お客さまが、(2)、(3)以外の引越し(転出)等の事由によりガスの使用を廃止する場合、廃止日の15日前までに廃止日を当社所定の様式により当社ウェブサイトより通知していただきます。この場合、当社は、その廃止日をもってガス需給契約の解約日といたします。ただし、特別の理由なくして、当社がガス使用廃止日後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解約日といたします。
- (2) お客さまがスイッチングにより当社とのガス需給契約を解約する場合には、お客さまは新たなガス小売事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。この場合、当社とのガス需給契約は、新たなガス小売事業者から解約の通知を当社が受領した直後の定例検針日をもって解約日とします。
- (3) お客さまが、東邦ガスとのガス需給契約への変更により、当社とのガス需給契約を解約する場合には、原則として、当社がその通知を受領した直後の定例検針日をもって解約日といたします。
- (4) お客さまが当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、当社及び東邦ガスがガスの供給を終了させるための措置(メーターガス栓の閉栓、ガスメーターの取り外しその他ガスの供給を遮断することとその手配をいいます。)をとることがあります。この場合、この措置をとり、ガスの供給が遮断された日に解約があったものといたします。なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、すでに26の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものといたします。
- (5) 当社は、8(2)の各号の事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、文書等でお客さまに通知することによって、ガス需給契約を解約することがあります。
- (6) 当社は、お客さまが次のいずれかの事由に該当する場合には、当社の申し出にもとづきガス需給契約を解除できるものといたします。なお、当該事由のいずれかに該当したときは、お客さまは当社からの何ら通知催告等なく当社または東邦ガスに対して負担する一切の債務の期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。この場合、当社は原則として解除する15日前(18(4)に規定する休日を含みます。)および5日前までに解除日を明示して解除予告通知を行うこととし、お客さまに対して、解除後無契約となった場合にはガスの供給が止まること、お客さまが希望される場合には、ガスを供給することが義務付けられている小売ガス事業者からガスの供給を受けることができることを説明するよういたします。
  - ① お客さまが、26の供給停止(1)の各号にかかげる事由のいずれかに該当することによって供給

が停止された場合またはガスの供給が停止されなくても 26 の供給停止 (1) の各号にかかげる事由のいずれかに該当する場合

- ② お客さまが、お客さまの責めとなる理由により 25 (1) の規定によりガスの供給の制限もしくは中止をし、またはお客さまに使用の制限もしくは中止をしていただいた場合で、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- ③ お客さまが、20(1)で規定するガス料金等および当社との他の契約（すでに終了しているものを含みます。）の料金（ガス料金等および楽天でんき料金をいいます。）を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ④ お客さまが、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売または破産、特区别精算、民事再生、会社更生等のその他法的整理手続きの申立を受けたとき、もしくは自ら申立をなした場合
- ⑤ ④の他信用状態が悪化し、または恐れがあると認められる場合
- ⑥ お客さまが、ガス需給契約締結あたり、告知すべき事項について、知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げた場合
- ⑦ お客さまが、過去または現在において、当社または当社グループ会社の提供するサービスを利用するにあたり当該サービスに係る規約、ガイドライン等に反する行為その他不正な行為を行っていた場合
- ⑧ お客さまが、楽天会員から脱会された場合
- ⑨ お客さまが、その他本約款に反した場合

## 1 1 . 契約消滅後の関係

- (1) ガス需給契約期間中に当社とお客さまとの間に生じた 20(1)で規定するガス料金等その他の債権および債務は、10 または 35 の規定によってガス需給契約が解約または解除されても、消滅いたしません。
- (2) 東邦ガスは、10 または 35 の規定によってガス需給契約が解約または解除された後も、ガスメーター等東邦ガス所有の既設供給施設を、設置場所の所有者または占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。

## Ⅲ 検 査

### 1 2. 供給施設等の検査

- (1) お客さまは、東邦ガスにガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものといたします。(2)において同じ。）をご負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は東邦ガスが負担いたします。
- (2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、消費機器、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器および3(15)に定めるガスメーター以外のガス計量器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を東邦ガスに請求することができます。この場合、検査の結果、法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料をご負担していただきます。
- (3) 東邦ガスは、(1)および(2)に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。
- (4) お客さまは、東邦ガスが(1)および(2)に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、または代理人を立ち合わせることができます。

## IV 検針および使用量の算定

### 1 3. 検 針

#### — 検針の手順 —

(1) 東邦ガスは、託送供給約款の定めにもとづきあらかじめ定めた日に毎月1度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は以下の手順により定めます。

- ① 検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域を設定します。
- ② 定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ検針を行う日を定めます。

(2) 東邦ガスは、(1)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。

- ① 10(1)から(6)または35の規定により解約を行った日
- ② 26の規定によりガスの供給を停止した日
- ③ ガスメーターを取り替えた日

#### — 検針の省略 —

(3) 東邦ガスは、ガス需給契約が10(1)、(3)または35の規定により解約される場合で、解約日の直前の定例検針を行う日または定例検針日から解約日のまでの期間が4日(18(3)に規定する休日を除きます。)以下の場合は、解約日の直前の定例検針を行わないか、またはすでに行った解約日の直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。

(4) 東邦ガスは、お客さまの不在または災害および感染症の流行等やむを得ない事情により、検針すべき日に検針できない場合があります。

(1) 使用量の単位は、立方メートルといたします。

### 1 4. 計量の単位

(2) 検針の際の小数点第1位以下の端数は読みません。

(3) 15(10)または(13)の規定により使用量を算定する場合には、その使用量の小数点第1位以下の端数は切り捨てます。

### 1 5. 使用量の算定

(1) 当社は、東邦ガスが定めた託送供給約款にもとづき算定したガス量を、その料金算定期間のガス使用量といたします。

(2) 東邦ガスは、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーターおよび取り付けしたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたし

ます。

(3) (2)の「検針日」とは、次の日をいいます（(4)、(8)および18(1)において同じ）。

- ① 13(1)および(2)①から③までの日であって、検針を行った日
- ② 15(5)から(8)までの規定により使用量を算定した日
- ③ 15(9)の規定により使用量を算定した場合は、検針をすべきであった日

(4) (2)の「料金算定期間」とは、検針日の翌日から次の検針日までの期間をいいます。

— お客さまが不在の場合の使用量算定等 —

(5) 東邦ガスは、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その料金算定期間（以下「推定料金算定期間」といいます。）の使用量は、原則としてその直前の料金算定期間の使用量と同量といたします。この場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間（以下「翌料金算定期間」といいます。）の使用量は、次の算式により算定いたします。

$$V_2 = M_2 - M_1 - V_1$$

(備 考)

$V_1$  =推定料金算定期間の使用量

$V_2$  =翌料金算定期間の使用量

$M_1$  =推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

$M_2$  =翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

(6) (5)で算定した結果がマイナスになる場合は、翌料金算定期間の使用量を次の①の算式で算定した使用量に、推定料金算定期間の使用量を次の②の算式で算定した使用量に、各々見直しいたします。

①  $V_2 = (M_2 - M_1) \times 1/2$ （小数点第1位以下の端数は切り上げます。）

②  $V_1 = (M_2 - M_1) - V_2$

(備 考)

$V_1$  =推定料金算定期間の使用量

$V_2$  =翌料金算定期間の使用量

$M_1$  =推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

$M_2$  =翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

(7) 東邦ガスは、お客さまが不在等のため検針できなかった場合において、そのお客さまの不在等の期間が明らかなきには、その推定料金算定期間の使用量は次のとおりといたします。

① お客さまが推定料金算定期間を通じて全く不在等であったことが明らかなきには、その月の使用量は0立方メートルといたします。

② お客さまの過去の使用実績からみて、使用期間に応じて使用量を算定することが可能と認められる場合には、その月の使用量は、その使用期間に応じて算定した使用量といたします。

(8) 東邦ガスは、新たにガスの使用を開始した日以降最初の検針日に、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その推定料金算定期間の使用量は、0立方メートルといたします。

— 災害および感染症の流行・ガスメーター故障等の場合の使用量算定等 —

- (9) 東邦ガスは、災害および感染症の流行等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合の料金算定期間の使用量は、(5)から(8)に準じて算定いたします。なお、後日ガスメーターの破損または滅失等が判明した場合には、(11)または(12)に準じて使用量を算定し直します。
- (10) 東邦ガスは、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえていることが判明した場合には、お客さまと協議のうえ、ガスメーターを取り替えた日の前3か月分をこえない範囲内で、別表第1の算式により使用量を算定いたします。
- ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定いたします。
- (11) 東邦ガスは、ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損または滅失その他の事由により使用量が不明の場合には、前3か月分もしくは前年同期の同一期間の使用量または取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を基準として、お客さまと協議のうえ、使用量を算定いたします。
- (12) 東邦ガスは、災害等によりガスメーターが破損または滅失して使用量が不明であるお客さまが多数発生し、使用量算定についてお客さまとの個別の協議が著しく困難である場合は、その料金算定期間の使用量は(11)の基準により算定することがあります。なお、お客さまより申し出がある場合は、協議のうえ改めて使用量を算定し直します。
- (13) 東邦ガスは、24(3)の規定による圧力のガスを供給する場合には、別表第2の算式により使用量を算定いたします。ただし、昇圧供給装置により供給する場合には、原則としてこの限りではありません。

## 16. 使用量のお知らせ

当社は、15の規定により東邦ガスが使用量を算定し、その通知を受けたときには、当社ウェブサイトを通してその使用量をお客さまにお知らせいたします。

## V 料 金 等

### 17. ガス料金の適用開始日

料金は、需給開始日からまたは27の規定により供給を再開した日から適用いたします。

### 18. ガス料金の支払義務発生日および支払期日等

- (1) お客さまのガス料金の支払義務は、当社が東邦ガスからガス使用量の結果を受領した等により、当社にてガス料金の請求を行った日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。
- (2) 当社は、ガス料金の明細書は当社ウェブサイトを通して、お客さまに通知いたします。当社は当該ウェブサイトを通した明細書情報をもって、お客さまに請求を行ったものいたします。
- (3) ガス料金は、毎月(4)に定める支払期日までに支払っていただきます。
- (4) 支払期日は支払義務発生日の属する月の翌月1日といたします。ただし、支払期日が休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および1月4日、5月1日、12月29日および12月30日をいい、26および27(2)においても同様とします。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期日といたします。
- (5) 当社は、ガス料金およびお客さまと東邦ガスとの付帯サービス契約料金（らくらくメンテ、らくらく暮らしサポート、警報器リース、お見張りサービス（自動通報サービス）、その他今後、ガス料金と合算しての請求を行うサービスその他ガス料金と合算して支払うサービス等の料金をいいます。以下「付帯サービス料金」といいます。）を合算して請求いたします。なお、付帯サービス料金の支払義務発生日、明細書の通知方法および支払期日は、ガス料金と同様といたします。
- (6) 22(2)事務手数料の規定が適用される場合の支払期日は、翌月の料金の支払期日といたします。

### 19. ガス料金の算定および申し受け

#### — ガス料金の算定方法 —

- (1) 当社は、別表第7に定める料金表を適用して、16の規定によりお知らせした使用量にもとづき、その料金算定期間のガス料金（基本料金および従量料金の合計額をいい、23の延滞利息、別表第3および別表第4の日割計算においても同様とします。）を算定いたします。

#### — ガス料金算定期間および日割計算 —

- (2) 当社は、(3)の規定によりガス料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」としてガス料金を算定いたします。
- (3) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、東邦ガスの都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。
  - ① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合
  - ② 10(1)から(5)または35の規定により解約等を行った場合で、料金算定期間が29日以下または36



日以上となった場合

- ③ 26の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合(13(5)により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)
- ④ 27の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合(13(5)により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)
- ⑤ 25(1)の規定によりガスの供給を中止またはお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、ガス料金はいただきません。

(4) 当社は、(3)①から⑤までの規定によりガス料金の日割計算をする場合は、別表第3によります。

(5) 当社は、(3)⑥の規定によりガス料金の日割計算をする場合は、別表第4によります。

— 端数処理 —

(6) 当社は、ガス料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

— 適用料金の事前のお知らせ —

(7) 当社は、毎月のガス料金について適用する基本料金および単位数料金(基準単位数料金、調整単位数料金または基準単位数料金と調整単位数料金の差額)を当社ウェブサイトを通してあらかじめお客さまにお知らせし、お客さまがガス料金を算定できるようにいたします。

— 東邦ガスとの付帯サービス契約料金の取り扱い —

(8) 当社は、お客さまが東邦ガスとの付帯サービス契約のうち、ガス料金と同時に付帯サービス料金を支払われている場合、東邦ガスが定める各付帯サービス契約の規定によらず、当社に当該付帯サービス料金をお支払いいただきます。

## 20. ガス料金の単位数料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により東邦ガスが算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表第7に定める基準単位数料金に対応する調整単位数料金を算定いたします。この場合、基準単位数料金に替えてその調整単位数料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位数料金の適用基準は、(3)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位数料金(1立方メートルあたり)

$$= \text{基準単位数料金} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位数料金(1立方メートルあたり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格 (トンあたり)

83,350円

② 平均原料価格 (トンあたり)

(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)およびトンあたりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、平均原料価格の金額が133,360円以上となった場合の平均原料価格は133,360円といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トンあたりLNG平均価格} \times 0.9576 + \text{トンあたりLPG平均価格} \times 0.0466$$

(備考)

トンあたりLNG平均価格およびトンあたりLPG平均価格は、当社のウェブサイトに掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

(3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

## 2 1. ガス料金の精算等

- (1) 当社は、15(6)の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間のガス料金としてすでにいただいた金額と、推定料金算定期間の見直し後料金に翌料金算定期間のガス料金を加えた合計額との差額を精算いたします。
- (2) 当社は、すでにガス料金としていただいた金額と 15(10)、(11)、(12)の規定により算定した使用量にもとづいたガス料金との差額が生じた場合には、これを精算いたします。
- (3) 当社は、ガス事業法令で規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値が、24(2)で定める標準熱量より2パーセントをこえて低い場合には、別表第5の算式により算定した金額をその月の料金から差し引きます。この場合、差し引いた結果1円未満の端数が生じたときには、その端数の金額を切り捨てます。

## 2 2. ガス料金等および延滞利息の支払方法

- (1) お客さまは、ガス料金(23(1)の規定による延滞利息を含みます。)および18(5)の付帯サービス料金を合算して毎月お支払いいただきます(以下、ガス料金と付帯サービス料金を合算したものを「ガス料金等」といいます。)
- (2) ガス料金等は、クレジットカード支払い(当社の指定するクレジットカード会社(代行業者を含み、以下同様とします。)との契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続してガス料金等を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法をいいます。)により支払っていただきます。なお、お客さまのガス料金等がクレジットカードの引き落とし日に引き落としができな

った場合は、別途コンビニエンスストア用振込用紙にてお支払いをいただくものとします。この際、当社は原則として、1料金の算定期間および1通につき当社所定の事務手数料（税込330円）を当該コンビニエンスストア用振込用紙にてお支払い時に申し受けます。

- (3) お客さまがガス料金等を(2)により支払われた場合は、ガス料金等がクレジットカード会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとします。
- (4) ガス料金等は、当社がお客さまに請求した順序で支払っていただきます。
- (5) 当社は、(1)および(4)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、ガス料金等を払い込む方法より支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとします。

### 2 3 ガス料金等支払遅延の際等の措置

- (1) お客さまがガス料金等を支払期日までに支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの履行日に至るまで、請求料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息を申し受けます。この延滞利息は、お客さまが延滞利息の算定の対象となるガス料金等を支払われた直後に支払い義務が発生するガス料金等とあわせて支払っていただきます。
- (2) 当社は、お客さまにお支払いいただいた額に過不足があることが判明した場合、その支払い過剰額または過少額を遅滞なくお客さまにお知らせし、原則として当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。

## VI 供 給

### 2 4 . 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

- (1) 東邦ガスは、次に規定する熱量、圧力および燃焼性（以下「熱量等」といいます。）のガスを供給いたします。なお、燃焼性は、消費機器に対する適合性を示すもので、別表第6の燃焼速度とウォッベ指数との組み合わせによって決められるものです。
- (2) 供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、東邦ガスの類別は13Aですので、消費機器は、13Aとされている消費機器が適合いたします。

熱 量	標準熱量……………45 メガジュール
	最低熱量……………44 メガジュール
圧 力	最高圧力……………2.5 キロパスカル
	最低圧力……………1.0 キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度……………47
	最低燃焼速度……………35
	最高ウォッベ指数……………57.8
	最低ウォッベ指数……………52.7
	ガスグループ……………13A
	燃焼性の類別（旧呼称）……………13A

- (3) 当社または東邦ガスは、(2)に規定する最高圧力をこえるガスの使用の申し込みがある場合には、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。
- (4) 東邦ガスは、(2)に規定するガスの熱量等および(3)の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、お客さまが損害を受けられたときは、その損害の賠償の責任を負います。ただし、この場合東邦ガスの責めに帰すべき事由がないときは、東邦ガスは賠償の責任を負いません。

### 2 5 . 供給または使用の制限等

- (1) 東邦ガスは、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給の制限もしくは中止をし、またはお客さまに使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。
- ① 災害等その他の不可抗力による場合
  - ② ガス工作物に故障が生じた場合
  - ③ ガス工作物の修理その他工事実施のため必要がある場合
  - ④ 法令の規定による場合
  - ⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（31(1)の処置をとる場合を含みます。）
  - ⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
  - ⑦ 東邦ガスのガス導管事業の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合または発生するおそれがあると認めた場合

- ⑧ お客さまが 33 にかかげる東邦ガス係員の行う作業を正当な理由なく拒否または妨害した場合
  - ⑨ お客さまがガス工作物を故意または過失により損傷または失わせた場合
  - ⑩ お客さまが東邦ガスの定める託送供給約款またはその他の関連する規定に違反し、当社または東邦ガスがその旨を警告しても改めない場合
  - ⑪ その他保安上必要がある場合 (31(4)の処置をとる場合を含みます。)
- (2) 当社または東邦ガスは、24(2)に規定するガスの熱量等を維持できない場合および(1)の規定によりガスの供給の制限もしくは中止をし、またはお客さまに使用の制限もしくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、またはその他の適切な方法でお知らせいたします。

## 26. 供給停止

当社または東邦ガスは、お客さまが次の各号にかかげるいずれかの事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社または東邦ガスが損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。なお、①、②および③の事由によりガスの供給を停止する場合には、供給を停止する日の 15 日前および 5 日前を目安に予告いたします。

- ① ガス料金等の支払期日を経過してもなおガス料金等または延滞利息のお支払いがない場合
- ② 当社と他の契約（すでに終了しているものを含みます。）のガス料金等について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合
- ③ 33 各号にかかげる東邦ガスの係員の行う作業を正当な理由なくして拒みまたは妨害した場合
- ④ ガスを不正に使用した場合、または使用しようとしたと明らかに認められる場合
- ⑤ 3(10)の境界線内の東邦ガスのガス工作物を故意に損傷または失わせて、当社または東邦ガスに重大な損害を与えた場合
- ⑥ 31(5)の保安に対するお客さまの協力および32(4)お客さまの責任の規定に違反した場合
- ⑦ その他この本約款等に違反し、その旨を警告しても改めない場合

## 27. 供給停止の解除

(1) 26 の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当することを当社または東邦ガスが確認できた場合は、速やかに供給を再開いたします。なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さままたはお客さまの代理人に立ち会っていただきます。

- ① 26①の規定により供給を停止したときは、支払期限日が到来したすべてのガス料金等および延滞利息を支払われた場合
- ② 26②の規定により供給を停止したときは、当社と他の契約（すでに終了しているものを含みます。）のガス料金等についてそれぞれの契約で定める支払期限日が到来したすべての料金を支払われた場合
- ③ 26③、④、⑤、⑥または⑦の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、

かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合

(2) 東邦ガスは、供給の再開は原則として9時から19時の間（休日は、9時から17時の間）に速やかに行います。

## 28. 供給制限等の賠償

当社が10(5)の規定でガス需給契約を解約または解除をし、当社または東邦ガスが25もしくは26の規定により供給または使用の制限、中止もしくは停止をしたために、お客さまが損害を受けられても、当社または東邦ガスの責めに帰すべき事由がないときは、当社または東邦ガスは賠償の責任を負いません。

## Ⅶ 保 安

### 29. 供給施設の保安責任

- (1) 内管およびガス栓等、東邦ガスが定める工事約款および32(3)の規定によりお客さまの資産となる3(10)の境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 東邦ガスは、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について(3)に定める検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。お客さまの承諾が得られないことにより検査ができなかった場合等、お客さまが東邦ガスの責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けられたときは、東邦ガスは賠償の責任を負いません。
- (3) 東邦ガスは、ガス事業法令の定めるところにより、3(11)に規定する内管およびガス栓ならびに3(14)に規定する昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査いたします。なお、東邦ガスは、その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。

### 30. 周知および調査義務

- (1) 当社または東邦ガスは、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 東邦ガスは、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等の消費機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらの消費機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- (3) 東邦ガスは、(2)のお知らせに係る消費機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査いたします。

### 31. 保安に対するお客さまの協力

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、東邦ガスに通知していただきます。この場合、東邦ガスは、ただちに適切な処置をとります。
- (2) 当社または東邦ガスは、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等お客さまにお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて当社に通知していただきます。
- (3) お客さまは、29(3)および30(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- (4) 当社または東邦ガスは、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転、撤去もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断



りすることがあります。

- (5) 東邦ガスは、お客さまが当社の承諾なしに供給施設を変更し、または供給施設もしくは24(2)に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。
- (6) 東邦ガスが定める工事約款の規定により設置したガスメーターについては、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 東邦ガスは、必要に応じてお客さまの3(10)の境界線内の供給施設の管理等についてお客さまと協議させていただくことがあります。

### 3 2. お客さまの責任

- (1) お客さまは、30(1)の規定により当社または東邦ガスがお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取り扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置、もしくは撤去する場合またはこれらの消費機器の使用を開始する場合には、あらかじめ東邦ガスの承諾を得ていただきます。
- (3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合には、東邦ガスの指定する場所に東邦ガスが認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）とお客さまに負担していただきます。
- (4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車または次の各号にかかげるすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
  - ① 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。
  - ② 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。
  - ③ 29(2)に規定する供給ガスに適合するものであること。
  - ④ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること。
  - ⑤ 東邦ガスが認めた安全装置を備えるものであること。
- (5) お客さまが所有または占有するガス工作物に関して次の各号にかかげる内容を遵守していただきます。
  - ① 東邦ガスの保安業務に協力するよう努めること。
  - ② 技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力していただくこと。
  - ③ 技術基準不適合により改修等の命令が発出されたにもかかわらず、お客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができること。

## VIII そ の 他

### 3 3 . 需要場所への立ち入り

当社または東邦ガスは、次の各号にかかげる作業のため必要な場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設または消費機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ係員は、所定の証明書を提示いたします。

- ① 検 針
- ② 検査および調査のための作業
- ③ 東邦ガスの供給施設の設計、施工または維持管理に関する作業
- ④ 10(1)から(5)または 35 の規定によるガス需給契約の解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業
- ⑤ 25 および 26 の規定による供給または使用の制限、中止または停止および停止解除のための作業
- ⑥ ガスメーターの法定検定期間満了等による取替えの作業
- ⑦ その他保安上の理由により必要な作業

### 3 4 . お客さま情報の共同利用

当社は、一般ガス導管事業者およびガス小売事業者としての東邦ガスと、ガスの供給およびガス需給契約に係るお客さまの契約名義、需要場所、契約内容およびガス料金等の支払状況等の情報を共同利用することがあります。

### 3 5 . 反社会的勢力の排除に関する条項

(1) お客さまおよび当社は、自己ならびに自己の役員および従業員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相手方に対し確約します。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難され

るべき関係を有すること

(2) お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを相互に確約します。

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

(3) お客さまおよび当社は、相手方が前各項の確約に反し、または反していると合理的に疑われる場合、催告その他何等の手続きを要することなく、ガス需給契約を将来に向けて解約することができます。なお、お客さまおよび当社は、かかる合理的な疑いの内容および根拠に関し、相手方に対して何等説明し、または開示する義務を負わないものとし、契約の解約に起因し、または関連して相手方に損害が生じた場合であっても、何等責任を負うものではなく、相手方は解約者に対して損害賠償請求をしないことを確約します。

### 3.6 専属的合意管轄裁判所

本約款にもとづくガス需給契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

## 付 則

### 1. 本約款の実施の期日

本約款は、2021年4月1日から実施いたします。

### 2. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置

当社は、当面の間、ガスメーターの能力を「号数」で表記することがあります。

## 別 表

(別表第1)

ガスメーターの誤差が使用公差をこえている場合の使用量の算式

1. 速動（正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動（正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

(備 考)

Vは、15(10)の規定により算定する使用量

V<sub>1</sub>は、計量法で定める使用公差をこえているガスメーターによる使用量

Aは、計量法で定める使用公差をこえているガスメーターによる速動または遅動の割合（パーセント）

(別表第2)

最高圧力をこえる圧力で供給する場合の使用量の算式

$$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$$

(備 考)

Vは、15(13)の規定により算定する使用量

Pは、最高圧力をこえて供給する圧力 (キロパスカル)

V<sub>1</sub>は、ガスメーターの検針量

(別表第3)

### ガス料金の日割計算(1)

ガス料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。料金表の適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

#### (1) 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times \text{日割計算日数} / 30$$

(備 考)

- ① 基本料金は、料金表における基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

#### (2) 従量料金

別表第7料金表における基準単位料金または調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、20(3)における適用基準と同様といたします。

(別表第4)

## ガス料金の日割計算(2)

ガス料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。料金表の適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

### (1) 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) / 30$$

(備考)

- ① 基本料金は、料金表における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

### (2) 従量料金

別表第7料金表における基準単位料金または調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、20(3)における適用基準と同様といたします。



(別表第5)

標準熱量より2パーセントをこえて低い場合に料金から差し引く金額の算式

$$D = \frac{F \times (C - A)}{C}$$

(備考)

Dは、21(3)の規定により算定する金額

Fは、19の規定により算定した従量料金

Cは、24(2)に規定する標準熱量

Aは、ガス事業法令に規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値

(別表第6)

### 燃焼速度・ウォッベ指数

(1) 燃焼速度は、ガスの組成によって決まるもので、次の計算式によって得られる数値をいいます。

[算式]

$$MCP = \frac{\sum (S_i f_i A_i)}{\sum (f_i A_i)} \times (1 - K)$$

MCPは、燃焼速度

$S_i$ は、ガス中の各可燃性ガスの燃焼速度であって、次の表に掲げる値

$f_i$ は、ガス中の各可燃性ガスに係る係数であって、次の表に掲げる値

$A_i$ は、ガス中の各可燃性ガスの含有率（体積百分率）

$K$ は、減衰係数であって、次の式により算出した値

$$K = \frac{\sum A_i}{\sum (\alpha_i A_i)} \left\{ \frac{2.5 CO_2 + N_2 - 3.77 O_2}{100 - 4.77 O_2} + \left( \frac{N_2 - 3.77 O_2}{100 - 4.77 O_2} \right)^2 \right\}$$

$\alpha_i$ は、ガス中の各可燃性ガスの補正係数であって、次の表に掲げる値

$CO_2$ は、ガス中の二酸化炭素の含有率（体積百分率）

$N_2$ は、ガス中の窒素の含有率（体積百分率）

$O_2$ は、ガス中の酸素の含有率（体積百分率）

	水素	一酸化炭素	メタン	エタン	エチレン	プロパン
$S_i$	282	100	36	41	66	41
$f_i$	1.00	0.781	8.72	16.6	11.0	24.6
$\alpha_i$	1.33	1.00	2.00	4.55	4.00	4.55

	プロピレン	ブタン	ブテン	その他の炭化水素
$S_i$	47	38	47	40
$f_i$	21.8	32.7	28.5	38.3
$\alpha_i$	4.55	5.56	4.55	4.55

(2) ウォッベ指数とは、ガスの熱量および比重によって決まるもので、次の算式によって得られる指数をいいます。

[算式]

$$WI = Hg / \sqrt{s}$$

WIは、ウォッベ指数

$s$ は、ガスの空気に対する比重

$Hg$ は、ガスの熱量（メガジュール）

(3) 燃焼性の類別は、燃焼速度、ウォツベ指数により定まり、その範囲とガスグループの対応は、以下の表のとおりといたします。

燃焼性の類別	ガスグループ	ウォツベ指数(WI)		燃焼速度(MCP)	
		最小値	最大値	最小値	最大値
13A	13A	52.7	57.8	35	47

(別表第7)

1. 料金および消費税等相当額の算定方法

(1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします(1円未満の端数は切り捨て)。

(2) 従量料金は、基準単位料金または20の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額(1円未満の端数は切り捨て)

$$= \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

## 2. 料金表

ガス料金の地区別料金表は、以下のとおりといたします。

楽天ガス supplied by 東邦ガス プランS 料金表

項目 料金表	1 か月ガス使用量		基本料金 (税込)	基準単位料金 (税込)	調整単位料金 (税込)
			円/月	円/m <sup>3</sup>	円/m <sup>3</sup>
料金表 A	0 m <sup>3</sup> から	20 m <sup>3</sup> まで	759.00	208.82	基準単位料金 をもとに第2 0条「ガス料 金の単位料 金調整」の規 定により算定
料金表 B	20 m <sup>3</sup> をこえて	50 m <sup>3</sup> まで	1,649.38	164.30	
料金表 C	50 m <sup>3</sup> をこえて	100 m <sup>3</sup> まで	1,987.02	157.55	
料金表 D	100 m <sup>3</sup> をこえて	250 m <sup>3</sup> まで	2,143.87	155.98	
料金表 E	250 m <sup>3</sup> をこえて	500 m <sup>3</sup> まで	2,711.70	153.71	
料金表 F	500 m <sup>3</sup> をこえる場合		7,109.25	144.92	